

第31回釧路地方裁判所地方裁判所委員会

第30回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会

議 事 概 要

議 題 「裁判所における防災に関する取組について」

1 開催日時

平成28年2月24日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路地方・家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 地方裁判所委員会委員

石原誠二（兼務）、小野高秀、齋藤道俊、島信夫、登石郁朗（兼務）、中川博文、野村宏、穂積貴美子、山下吉己（50音順・敬称略）

(2) 家庭裁判所委員会委員

諫山邦子、石原誠二（兼務）、伊藤靖代、北山幸徳、田中千鶴子、登石郁朗（兼務）、土井英昭、中川潤一、松田洋一、三輪篤志（50音順・敬称略）

(3) 講師

釧路市役所総務部防災危機管理監 佐々木信裕

(4) 裁判所（説明者）

梅木秀剛（地方裁判所事務局長）、井川雅寛（家庭裁判所事務局長）、石田正人（地方裁判所事務局総務課長）、田上弘樹（地方裁判所事務局会計課長）

(5) 庶務

石田正人、新川高広（地方裁判所事務局総務課課長補佐）、水島康雅（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

4 議事概要

(1) 新委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員及び家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され、それぞれ挨拶をした。

(2) 議事の進行について

樋口裕晃委員長（兼務）が転出したため、中川博文地方裁判所委員会委員長代理が、三輪篤志家庭裁判所委員会委員長代理の了解を得て議事を進行することとなった。

(3) 委員長の互選及び委員長代理の指名

委員の互選により、登石郁朗委員が地方裁判所委員会委員長及び家庭裁判所委員会委員長に選任され、登石委員長が中川博文委員を地方裁判所委員会委員長代理に、三輪委員を家庭裁判所委員会委員長代理に、それぞれ指名した。

(4) 裁判所からの説明等

裁判所から、裁判所における防災対策及び訓練の概要について説明を行い、釧路地方・家庭裁判所庁舎の免震構造部分の視察及び災害備蓄品の展示紹介を行った。

(5) 講義

釧路市役所総務部佐々木防災危機管理監から「釧路市の災害について」と題して講義をいただいた。

(6) 意見交換

裁判所からの説明、視察及び展示紹介についての感想並びに質問等を交え、裁判所における防災に関する取組について、意見交換を行った（意見交換の要旨は、別紙「発言要旨」のとおり。）。

(7) 次回開催日時及び議題

ア 地方裁判所委員会

平成28年7月11日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

議題 裁判所における債務整理手続

イ 家庭裁判所委員会

平成28年7月12日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

議題 少年事件手続

(別 紙)

発 言 要 旨

- 委 員： 裁判所の免震構造や災害備蓄品を見て、大変立派なものだと思うが、これらについて、事業者や市民に一般公開は行っているのか。
- 説明者： 基本的に免震構造や災害備蓄品は、一般公開の対象としていない。免震構造は、地下のはしごで降りた場所にあり危険であることから、一般の方の立入りは許可していない。
- 委 員： 今後は、一般公開する予定はあるのか。
- 説明者： 今後について具体的な検討を行っているわけではないが、免震構造については、通常、公開の対象とする場所になるとは考えていない。
- 委 員： 私も設備が非常に整っていると感じた。これだけの施設がここにあるということあまり広報しすぎると避難してくる方が集中するという問題はあるが、裁判所の近隣住民に、一時的に避難する場所があるということ周知や広報することについてどのように考えているのか。
- 説明者： 周知や広報をするというスタンスではない。緊急時に避難してきた方を受け入れる備えや訓練は行っているが、裁判所の備えは、基本的に裁判所の優先裁判業務や行政事務を行うこと前提としたものになっている。一時的に避難してきた方を受け入れた後は、市が設置する本来的な避難所などの施設に委ねざるを得ないと考えており、不特定多数の方を受け入れる施設とは考えていない。
- 講 師： 釧路市は、津波などの避難場所として100か所程度指定しているが、指定の条件を不特定多数の方を24時間受け入れることができる場所としているため、他の管理者がいる施設を指定することは難しい。しかし、裁判所などの公的機関は、できる限り受け入れるというスタンスでいていただきたいと考えている。もし裁判所に昼間に避難してきた方が、そのまま閉庁時間以降も避難の必要がある場合などは、市に連絡していただければ、市の施設に移動していただくという対応を行うこともできる。

委員： 裁判所が休みの日に災害が発生したときの態勢は、どのようになっているのか。何か特別な態勢を取っているのか。

説明者： 災害対策本部の構成員は、震度6弱以上の地震の場合、自己の安全が確保できるのであれば、裁判所に自動参集することになっている。その上で、一般職員の安否確認などを行い必要があれば登庁の指示を行う態勢となっている。

委員： 避難訓練は、裁判所の職員だけが対象となっているのか。

説明者： 避難訓練は、釧路地方・家庭裁判所管轄内の各庁において、年1回実施している。裁判所の職員を対象としているが、訓練内容によって地域の消防署に出動を依頼するなどしている。また、裁判が行われている、来庁者がいるなどという前提のシナリオを作成し、職員が受傷者役になるなど災害発生時に起こり得る状況をシミュレーションして行っている。

委員： 免震構造は、立派であり裁判所は安全だと思うが、裁判所にどのように避難してくるのが問題となる。防災訓練がいろいろな地域で一体となって行われることが進んでおり良いことだと思う。裁判所も免震構造をアピールすることにはならないのかもしれないが、一般市民と一緒に防災への取組を行う姿勢を見せていただきたいと思う。

以上